

渡嘉敷村公共施設等抗菌対策施行業務

仕 様 書

1. 業務目的

公共施設等での感染症感染リスクをおさえるため、抗菌コーティングを実施し感染を予防する。

2. 業務名称

渡嘉敷村公共施設等抗菌対策施行業務

3. 履行期間

契約の日から25日間

4. 履行場所

渡嘉敷村地内

5. 主な業務内容

渡嘉敷村内の各公共施設及び、備品等への抗菌コーティングを実施する。

6. 費用の負担

本仕様書に明記していない事項等があっても、業務の遂行上必要な費用は原則として受託者の負担とする。

7. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

8. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、本業務により作成した資料等についても、他のように使用してはならない。

9. 許可申請

受託者は、業務の遂行上、法令等で定められた許可申請等が生じた場合は、遅延なくその申請を行わなければならない。

10. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 完了届

- 4) 納品書
- 5) 請求書等

1 1. 完了検査

- 1) 受託者は、業務完了後に完了検査を受けなければならない。
- 2) 検査において、明らかに受託者の責に伴う業務の修正箇所が発見された場合は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1 2. 疑義の処理

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、担当課と受託者の協議のうえ、これを定める。

1 3. その他

- 1) 業務の委託中及び完了後にあっても、担当課から説明を求められた場合は、ただちにこれに答えなければならない。
- 2) 受託者は、業務を遂行する中で特殊な工法、製品等を使用する際、それらが特許等に抵触する場合には、その旨を担当課へ報告しなければならない。
- 3) 施行箇所については、別紙による。